

2015年度民法第4部「債権各論」講義予定表

おおむね教科書に準拠しますが、教科書に書かれていないことで重要と思われるものを参考書などで補充します。下記の項目は、教科書に沿っていますが、配るレジュメのタイトルは異なることがあります。

1	10月	2日	講義案内・契約法序論
2		5日	売買契約の成立
3		9日	売買契約の効力(1)
4		15日	(振替授業日) 売買契約の効力(2)
※10月16日は国際学会出張のため休講			
5		19日	売買契約の解除
6		23日	特殊な売買契約など
7		26日	売買契約補論
8		30日	賃貸借契約(1)
9	11月	2日	賃貸借契約(2)
10		6日	賃貸借契約(3)
11		9日	消費貸借契約
12		13日	雇用・請負・委任などの役務提供契約
13		16日	組合契約などその他の有償契約
14		27日	贈与・使用貸借などの無償契約
15		30日	不法行為法概説
16	12月	4日	過失(1)
17		7日	過失(2)
18		11日	因果関係
19		14日	賠償されるべき損害の範囲
20		18日	損害賠償額の調整(過失相殺など)
21		21日	損害賠償請求権
22		25日	使用者責任など
23		28日	工作物責任など
24	1月	4日	(振替授業日) 共同不法行為
25		8日	不法行為法補論
26		14日	事務管理・不当利得(1)
27		18日	不当利得(2)
28		22日	契約・不法行為の位置づけと請求権競合論

第1回 講義案内・契約法序論

2015/10/02

松岡 久和

【講義案内】

- ・受講の際のお勧め
- ・講義日程
- ・教科書・参考書
- ・民法改正：http://www.moj.go.jp/shingil/shingikai_saiken.html (法制審議会の議論と資料)
- <http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/houan189.html> (国会提出法案)
- 潮見佳男『民法（債権関係）改正法案の概要』（金融財政研究会、2015年）

【契約法序論】 (3-6頁、29頁コラム⑩、149-151頁)

0 「債権各論」では何を学ぶか

- ・債権各論＝債権の発生原因に関する議論
 - 合意＝意思表示の合致に基づくもの …………… 契約
 - 基づかないもの＝法定債権関係 …………… { 事務管理
不当利得
不法行為

1 契約の意義

- (1) 契約という法制度の必要性
- (2) 法律的な意味のある契約と社交上の約束 (399条を参照)

Case 01-01

Xは、YとAホテルでのデートの約束をしたが、Yが約束に反して当日ホテルに現れなかったため、Aホテルのレストランに食事代を2人分払わされた。Xは、Yに損害賠償を求めることができるか。単なるデートの約束ではなく、会食をXがYの分も合わせて「予約」という約束だった場合はどうか。

参考 P1 (カフェ丸玉事件) — 自然債務? ・心裡留保?
東京地判大正2 (月日不詳) 新聞986号25頁: 永代念仏事件

ことば 「予約」という日常用語と法律用語

2 契約法と法律行為法

- ・パンデクテン体系の功罪

広義の契約法 {

- ・狭義の契約法 …… {
 - 契約総則：契約共通の規律：成立・効力・解除 (521～548条・新548条の4)
 - 契約各則：13種の**典型契約**に特有の成立・効力・解除
- ・契約を中心とする法律行為の有効性：法律行為法・意思表示法 (90～137条)
- ・債権に共通の規律：目的・効力・多数当事者関係・債権譲渡・消滅 (399～520条) + 消滅時効 (144～161条、166～174条の2)

3 契約の拘束力・その根拠・現代における問題点

- (1) 契約の拘束力とは具体的にどういうことか
 - ・現実的履行の強制 (414条) and/or 債務不履行に基づく損害賠償責任 (415条以下)
- (2) 契約の拘束力の根拠
 - ・法史的説明 「身分から契約へ」。経済生活における私的自治・自律
 - ・経済史的説明 資本主義経済社会の中核となる自由な市場メカニズムの確保
 - ・法理的説明? 倫理 (意思の自己拘束) ・相手方の信頼の保護・制度的信頼

(3) 古典的私法原理としての**契約自由の原則**

- ①締約の自由（新521条1項）、②内容決定の自由（同条2項）、③方式の自由（新522条2項）、
④相手方選択の自由

前提とする人間像：自由・対等・平等な経済合理人

公序良俗・強行法規（90条・91条）の枠内なら契約内容決定はまったく自由

(4) 現代における契約の問題点

Case 01-02

Xはシュノーケリングを行う際、Y社から「万一事故が生じたとしても、当社に一切の責任追及を行わないことを了解します」と書いた旨の「確認書」を渡され署名した。ところが、参加者が多すぎたため、経験不足のYの従業員であるインストラクターAは十分な注意を払うことができず、危険水域に出てしまったXは、岩礁に接触して大けがをしてしまった。XはYに損害賠償を求めることができるか。

(a) 普通取引約款

- ・約款の合理性と問題点：事業者間でも妥当
光：大量取引の迅速・平等な処理
影：合意の希薄化・不利益内容の一方的な押付け
- ・組入れ規制（＝拘束力の根拠問題と前提としての開示）と内容規制
+ 任意規定の半強行法規化
- ・改正民法の新規定（新548条の2～4）はかなり特異
 - ・対象としての「定型約款」の限定
 - ・不当条項判断と組入れ規制の融合（混同。不意討条項案の消失）
 - ・不当条項判断は消費者契約法（以下「消費」と略す）10条とほぼ同じ
 - ・約款内容の開示の不徹底
 - ・透明性などの概念の不採用
 - ・事業者には有利な変更規定

(b) 消費者問題

- ・消費者と事業者の情報の質・量や交渉力の構造的な格差（消費1条）
- ・消費8条（事業者の減免責）・9条（損害賠償額の予定等）・10条（消費者公序）による無効
- ・改正民法は事業者・消費者の区分や消費者関連規定を不採用